

「奈良県困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（案）」に関する
ご意見の概要及び県の考え方

(意見募集期間：R6.1.12～R6.2.10、意見提出件数：13件／8人)

No	ページ	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
1	3	【本文】 4 計画の推進及び 進行管理	実施状況の評価とその評価結果を公表する予定についてご教示ください。支援調整会議の内容など定期的に本事業の状況を公開できないでしょうか。また、計画の更新時には、更新案の策定前に状況を知らせることを望みます。	「奈良県男女共同参画審議会」及び「配偶者からの暴力被害者支援協議会」において、施策の実施状況を報告し、意見を求め、進行管理を行います。その内容については、公表を行う予定です。 また、計画の改定時にはパブリックコメントを実施する予定です。
2	3	【本文】 6 計画の対象	「差別や偏見による不当な扱いを受けること その他様々な日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性」とあるが、「複合的に困難な状況に置かれている」という文言がない。男女でつくる幸せあふれる奈良県計画の記載とあわせ、文言として入れてほしい。	ご意見を踏まえ、計画案3ページに、「人権侵害・差別や偏見による不当な扱いを受けること（複合的に困難な状態に置かれている場合を含む。）やその他様々な事情により」を追記しました。
3	3	【本文】 6 計画の対象	性的マイノリティも本計画の対象としておきながら、対象となる者の詳細や処遇方法等について何ら具体的な記述がなく、奈良県は性的マイノリティを現実には支援対象としてみなしていないということをあからさまにしている。 戸籍上の性別が女性でも性的指向が異性愛でない者、またトランスジェンダーやジェンダークエア、性分化疾患の人々について一つの言及もない。 性的マイノリティ、とりわけトランスジェンダーの人々について、無知と偏見による事実誤認が蔓延し、圧倒的にDV、特に性暴力被害の対象となることが多いというのは、各種統計でも明らかとなっている（性加害を行う性犯罪者は、単に女装したシスジェンダー男性であって、トランスジェンダー女性ではない。）。にもかかわらず、支援を求めていける窓口が実質的に無い、支援の対象として具体的に想定されていないというのは、本基本計画案の重大な陥穽といえる。	本計画では、法的に女性である方を支援対象としており、加えて国の基本方針に基づき、4ページに「法的に女性である方に加えて性自認が女性であるトランスジェンダーの方についても、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、配慮ある支援をしていきます。」を追記しました。 また、3ページに性的マイノリティの注釈を追記しました。
4	3	【本文】 6 計画の対象	支援対象となる「性的マイノリティ」についてご教示ください。性自認が女性である方を除いて法的には男性である方を支援対象とする場合は、根拠や考え方をご教示ください。	本計画では、法的に女性である方を支援対象としており、加えて国の基本方針に基づき、性自認が女性であるトランスジェンダーの方も対象としています。
5	11	【本文】 2. 市町村・民間団体の状況 (2) 民間団体の状況	「人権問題に取り組む団体」ではなく、当事者団体を具体的に明記してほしい。	ご意見を踏まえ、12ページ、22ページ及び23ページに「部落差別をはじめあらゆる差別の解消に取り組む団体」を追記しました。

No	ページ	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
6	13	【本文】 2 基本目標	支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備や周知は重要ですが、その達成が主たる目的となっていることに違和感を覚える。実際に何人の自立に繋げるかなど支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか。	本計画の基本方針は「困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けることができる体制を構築し、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施します。」としており、国の基本方針を参考に支援体制の構築を図ることを目標に掲げています。よって、法の趣旨に照らして何人を自立に繋げたかなどの成果目標を掲げることは馴染まないと考えています。
7	13	【本文】 3 県と市町村の役割	民間団体には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、情報収集に努めることを望みます。	貴重なご意見として賜ります。
8	13	【本文】 3 県と市町村の役割	NPO等の民間支援団体は、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できるとされることから、県市町村には把握する団体の情報を極力公にする、または、市民の求めに応じて極力開示されることを望みます。	貴重なご意見として賜ります。
9	13	【本文】 3 県と市町村の役割	困難女性支援法による若年被害女性支援事業のモデル事業を受けて厚生労働省が発出した3月24日付け若年被害女性支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知を遵守されることを望みます。	令和5年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知を踏まえ、適切に対応して参ります。
10	15	【本文】 第4章 支援の内容	具体的な取組として、女性の意識を変える方策が入っていない。交流して終わりではなく、しっかり自分の力で稼ぐ力をつけることが重要。「奈良県の女性が何に困難を感じているか」「就業状態別での実態はどうであるか」など調査を行い、丁寧に読み解く必要がある。施策が女性への相談体制の充実ばかりであり、本当の意味で困難な状況を脱出するのに必要な政策や目指す姿を県側がわかっていないのではないかと。何が奈良県の女性にとって必要であるか明確にすべきである。	本計画においては、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化していることを踏まえ、アウトリーチ等による早期の把握、居場所の提供、相談支援、一時保護、被害回復支援、生活の場を共にすることによる支援、同伴児童への支援、自立支援、アフターケアなど、市町村及び民間団体と連携した重層的な支援や段階に応じた支援を実施することとしています。 支援調整会議を通じて、現に県内の女性に必要とされる支援策について検討してまいります。
11	15	【本文】 第4章 支援の内容	女性との関わりに慣れておらず、いざ女性と付き合うとDVをしたりすることも考えられることから、男性側に対して、適切な異性との関わり方を教えることも重要。	若年層への教育、啓発の促進として、県内高校等へ出向き「デートDV予防講座」を実施しています。 適切な異性との関わり方を伝えることの重要性については、貴重なご意見として賜ります。
12	22	【本文】 第4章(1) 参画機関	④その他機関をなるべく例示できないでしょうか。困難な問題として想定されるものとして、警察が関係する事案多く上がってきていることや、支援対象者として国籍を問わない外国人女性も含まれることから、在留資格の問題や帰国の選択肢も考慮する必要があり、所管機関の参加が望まれます。	ご意見を踏まえ、記載を変更します。 その他機関については、幅広い関係機関を想定しており、支援調整会議において具体的に調整してまいります。
13	全体	全体	他府県では若年被害女性支援において住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、支援に支障がでている。情報公開をしっかりと行い、透明性の高い活動となることを望みます。	貴重なご意見として賜ります。